

高砂市老人クラブ補助金交付要綱

(目的)

第 1条 この要綱は、高砂市における老人クラブが高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動が行われ、高齢者の日々の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会に資するため、補助金の交付等について必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第 2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 老人クラブ助成事業

別紙 1に定める「老人クラブ運営要領」に基づいて活動を行う老人クラブに対する助成事業とする。

(2) 老人クラブ活動強化推進事業

別紙 2に定める「老人クラブ活動強化推進事業活動運営要領」に基づいて活動を行う老人クラブに対する助成事業とする。

(3) 老人クラブ連合会活動促進事業

別紙 3に定める「老人クラブ連合会運営要領」に基づいて活動を行う老人クラブに対する助成事業とする。

(補助金の交付額)

第 3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の一部を補助するものとする。

2 補助金の交付額は、老人クラブ等が行う当該事業に要する経費について、別表第 1の第 2欄に定める基準額と第 3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 2号）

(2) 収支予算書（様式第 3号）

(3) 会員名簿（様式第 4号）

（補助金の交付決定）

第 5条 市長は、前条の申請に係る書類の提出により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、又は指示することができる。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件又は指示を、補助金交付決定通知書（様式第 5号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第 6条 補助事業者は、当該年度の事業が完了後、速やかに補助事業実績報告（様式第 6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績調書（様式第 7号）

(2) 収支決算書（様式第 8号）

（額の確定）

第 7条 市長は、補助事業に係る前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件又は指示により適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金確定通知書（様式第 9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 8条 市長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金交付請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず概算払いをすることができる。

（交付決定の取り消し）

第 9条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取り消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（届出義務）

第11条 新たに老人クラブを組織して第2条の事業を行う場合は、速やかに市長に届けなければならない。

2 現在補助金を受けている老人クラブ及び老人クラブ連合会が次の各号の一に該当したときは、その代表者は速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 代表者が変更になったとき。
- (2) 老人クラブを解散したとき。

（指導及び監査）

第12条 市長は、老人クラブ等の運営について適切な指導を行うとともに、必要があると認めるときは、補助金の使途について監査することができる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。また、この要綱を実施する以前に老人クラブ等に交付した補助金については、この要綱により実施したもののみならず。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

別表第 1 (第 3条関係)

対象事業名		補助基準額	対象経費
老人クラブ助成事業		会員数30人以上 年42,000円	賃金・謝金・旅費・需用費 役務費・備品購入費
老人クラブ 活動強化 推進事業	共生型助け合い活 動・会員加入促進 活動・地域活動の 再開	会員数30人以上 年42,000円	使用料及び賃借料
	健康づくり（健康 体操等）の実施・普 及促進活動	会員数30人以上 年6,000円	
	高齢者のワールド マスターズゲームズ 参加促進事業	1 ワールドマス ターズゲームズへの 選手、ボランティア 参加促進を目的とし た講習会、競技会 市長が認める額	
		2 ワールドマスタ ーズゲームズリハーサ ル大会、一般市民対象 の競技体験会（1年前の イベント）及びPRイベ ント（高砂市実施） 等への参加 市長が認める額	
老人クラブ連合会活動促進事業		市長が認める額	

ただし、活動延月数が12カ月に満たない場合は月割りとする。